

第4回 南魚沼市地域公共交通協議会 次第

令和5年3月22日 午前10時00分
南魚沼市図書館 多目的室

1 開会

2 議題

(1) 市民バスの乗り継ぎ割引制度の運用について (資料No.1)

3 協議

(1) 市民バス栃窪・岩之下コースのデマンド化について (資料No.2)

4 報告事項

(1) 南魚沼市地域公共交通網形成計画の一部改正について (資料No.3)

(2) 路線バス六日町ー小出線、六日町ー湯沢線の減便について (資料No.4)

(3) 市民バス浦佐・五箇コース、三用コースの時刻表の変更について

(資料No.5)

5 閉会

市民バスの乗り継ぎ割引制度の運用について

1 市民バスから市民バスに乗り継ぐ場合

(1) 現在の制度

- ・最初に乗った市民バスで運賃を支払う。
- ・運転手が利用者に「乗継券」を発行する。乗継券には乗車日が記載される（当日限り有効）。
- ・乗り継いだ市民バスの運転手に「乗継券」を渡すと、その市民バスの運賃が無料になる。

(2) 問題点

特になし

2 路線バスから市民バスに乗り継ぐ場合

(1) 現在の制度

- ・乗り継いだ市民バスで「路線バスからの乗り継ぎです」と申告する。
- ・その市民バスの料金が無料になる。

(2) 問題点

実際に市民バスからの乗り継ぎではないのに「路線バスからの乗り継ぎです」と申告することで、市民バスに無料で乗車できてしまう。

(3) 見直し案

路線バスから降車する際に「乗継券」を発行する。当日限り有効とするが、乗継券に乗車日は記載されない。

3 市民バスから路線バスに乗り継ぐ場合

(1) 現在の制度

- ・最初の市民バスで「これから路線バスに乗り継ぎます」と申告する。
- ・その市民バスの運賃が無料になる。

(2) 問題点

市民バスを降車してから、実際には路線バスに乗り継がずに立ち去ることで、無料で市民バスに乗車できてしまう。

(3) 見直し案

最初に乗った市民バスが無料になるが、これから路線バスに乗り継ぐことを証明する方法がない。

→「定期的に市の職員が市民バスに乘車し、市民バスを降車してから路線バスに乗り継いでいるかを確認しています」などと説明するお知らせを車内に掲示する。

市民バス柘窪・岩之下コースにおけるデマンド交通の導入について（案）

市民バス柘窪・岩之下コースの利用者数はここ数年減少が続いており、令和3年度で171人となっている。南魚沼市公共交通網形成計画でもこの地域におけるデマンド交通など新たな交通サービスの導入が謳われており、以下の案のように柘窪・岩之下コースをデマンド化することで地域住民の利便性の向上と利用者数の増加を図りたい。

1 態様

- 一般乗合旅客自動車運送事業（路線定期運行）を廃止。
- 一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）とする。

2 運行エリア

(1) 乗車場所（自宅から目的地に出かける場合）

柘窪区、岩之下区の自宅、公民館、商業施設など

(2) 降車場所（自宅から目的地に出かける場合）

塩沢市街地、六日町市街地の病院、スーパーなど（下表）

	現時点で想定している停留所
塩沢市街地	風間医院・塩沢郵便局、あんベクリニック、はりまや塩沢本店、はりまや72、塩沢駅、塩沢庁舎、塩沢公民館、ひらせいホームセンター塩沢店、原信塩沢店・ドラッグセイムス塩沢店、金城の里、しまむら塩沢店、JAみなみ魚沼塩沢支店、つむぎ通りポケットパーク（三分区集会所付近）、第四北越銀行塩沢支店、塩沢信用組合本店、
六日町市街地	市民病院、原信六日町店・コメリパワー六日町店、福祉センターしらゆり、市民会館、市役所本庁舎、六日町駅東口・ショッピングセンター「ラ・ラ」

※目的地から自宅に帰る場合は乗車場所と降車場所が逆になる

3 運行方式

運行ルートや柘窪・岩之下区での停留所は設けず、指定エリア内で予約に応じて自宅と目的地を結んで運行する方式。目的地である塩沢・六日町市街地では乗降できる場所を上の方の停留所に限定する。

4 乗降制限

- 栃窪・岩之下から塩沢・六日町市街地に出かける場合
塩沢・六日町市街地の停留所では降車のみ可（乗車不可）
 - 塩沢・六日町市街地から栃窪・岩之下に帰る場合
塩沢・六日町市街地の停留所では乗車のみ可（降車不可）
- ※市民バス石打・竹俣コースとの競合を避けるための措置

5 運行時間帯

(1) 運行ダイヤ

栃窪・岩之下や塩沢・六日町市街地の停留所における概ね発時刻、着時刻のみを設定。予約に応じ運行。

(2) 運行曜日・便数

週3日（火・水・木） 一日2往復

(3) 時刻表のイメージ

■ 栃窪・岩之下→市街地

経由地	1便	2便
栃窪	8:40	10:00
岩之下	8:50	10:10
塩沢市街地	9:05 ～9:15	10:25 ～10:35
六日町市街地	9:20 ～9:30	10:40 ～10:50

■ 市街地→栃窪・岩之下

経由地	1便	2便
六日町市街地	11:10 ～11:20	13:30 ～13:40
塩沢市街地	11:25 ～11:35	13:45 ～13:55
岩之下	11:50	14:10
栃窪	12:00	14:20

6 運賃

(1) 運賃水準

栃窪・岩之下⇄塩沢市街地 …300円

栃窪・岩之下⇄六日町市街地 …400円

※小学生以下、障がいがある方への割引について、今まで半額としていたものを100円引きに変更。その他は現在の割引制度から変更なし。

(2) 乗り継ぎ割引

現在の市民バス同士、市民バスー路線バス間の乗り継ぎ割引制度を廃止。

10回乗ったら1回200円引きになるリピーター割引制度を導入。

1回乗車するごとに券を発行。もしくはスタンプカードに1個押印。

券またはスタンプが10個になったら市民バス運賃を1回200円引。

7 運行の流れ

(1) 利用対象者

だれでも利用可能

(2) 利用者登録

事前の利用者登録は不要

(3) 予約期限

8:40の便は前日まで、その他の便は1時間前までに予約。

利用日の1週間前から予約可能。

(4) 予約の流れ

利用者：栃窪の「名前」です。●月●日に栃窪・岩之下コースの市街地行き1便で、「栃窪●●番地」の自宅から「●●病院」までお願いします。

運行事業者：わかりました。●月●日に8:40発の1便でご自宅に向かいます。

※基本的に行きの便の予約の際、帰りの便の予約も受け付ける。

※予約受付後、運行ルートを決める。

8 車両サイズ

乗車定員10名のジャンボタクシー（現在の車両）

9 これまでの経過

令和4年6月15日 栃窪・岩之下区民を対象に需要調査（民生委員に依頼）

令和5年1月30日 運行事業者（マルカタタクシー(資)）と協議

同2月2日 南魚沼警察署と協議

同2月10日 地元市議会議員、民生委員に経過報告

同2月22日 (株)魚沼中央トランスポートと協議

同3月7日 銀嶺タクシー(株)と協議

同3月8日 南魚沼市タクシー安全協議会と協議

同 3 月 9 日 南越後観光バス(株)と協議

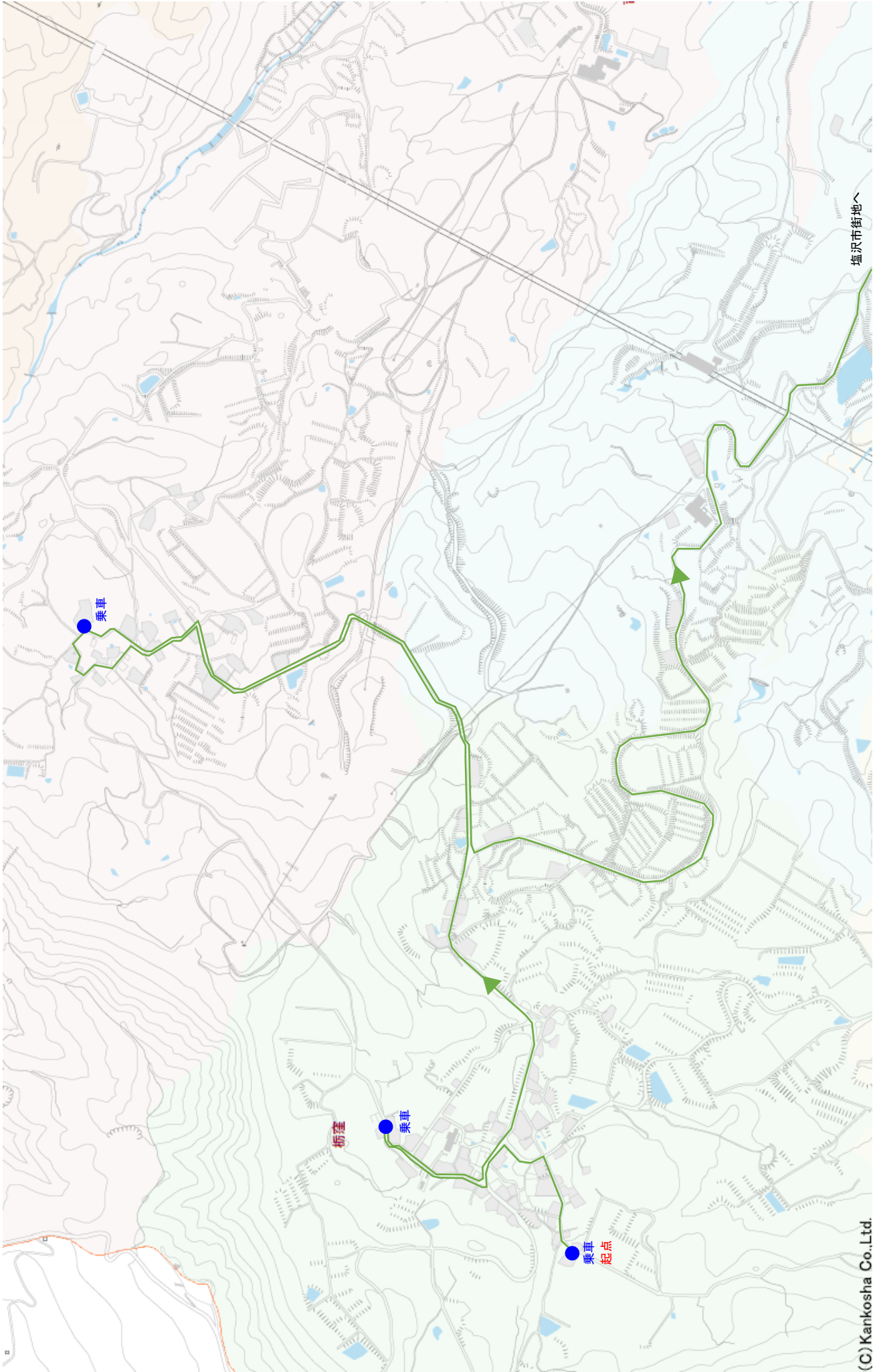
10 今後の予定

住民説明会（栃窪区、岩之下区）、停留所設置施設との調整
地域公共交通協議会で協議、運輸局に申請

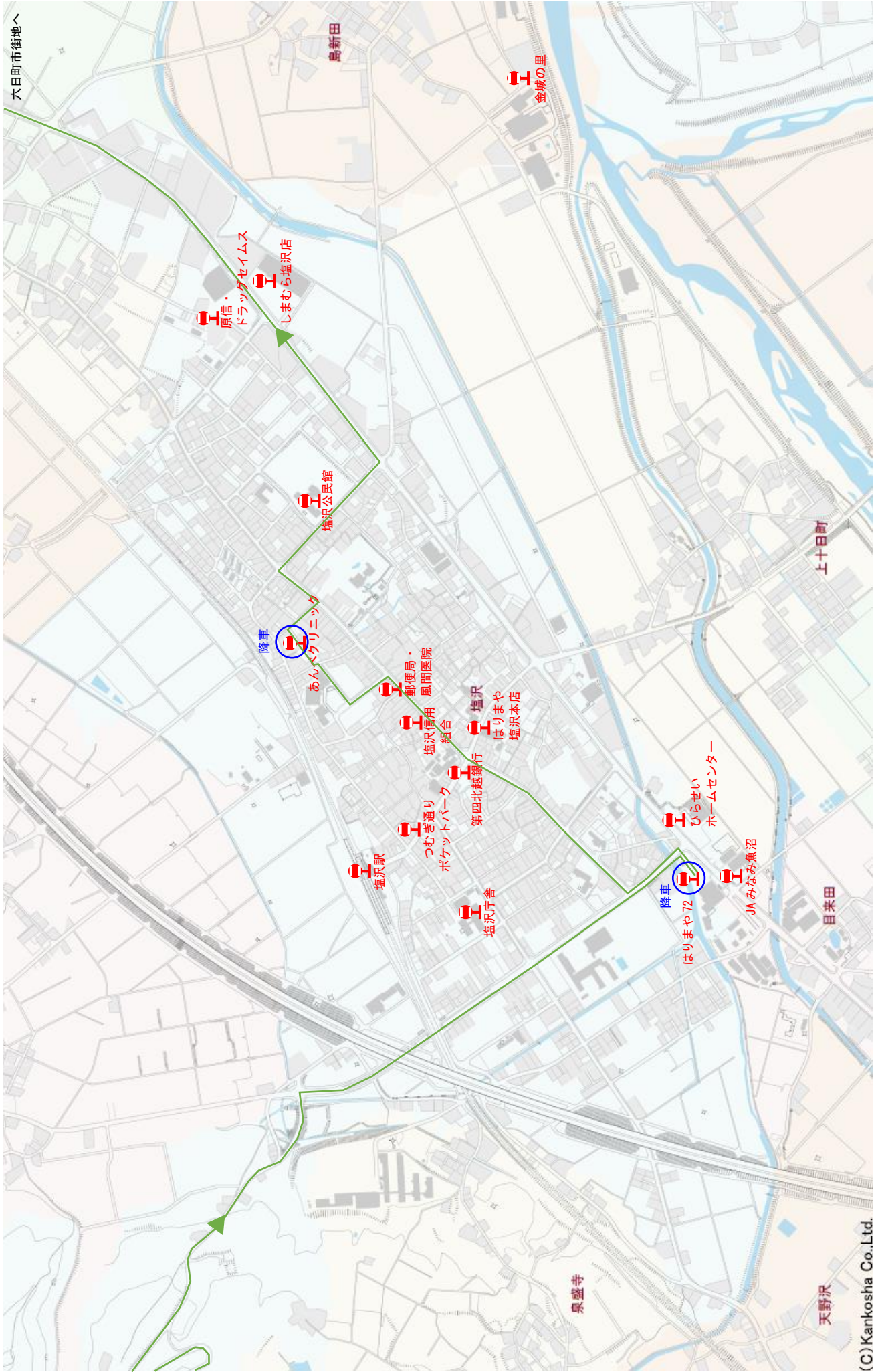
11 運行開始予定

6 月～10 月の月初めから

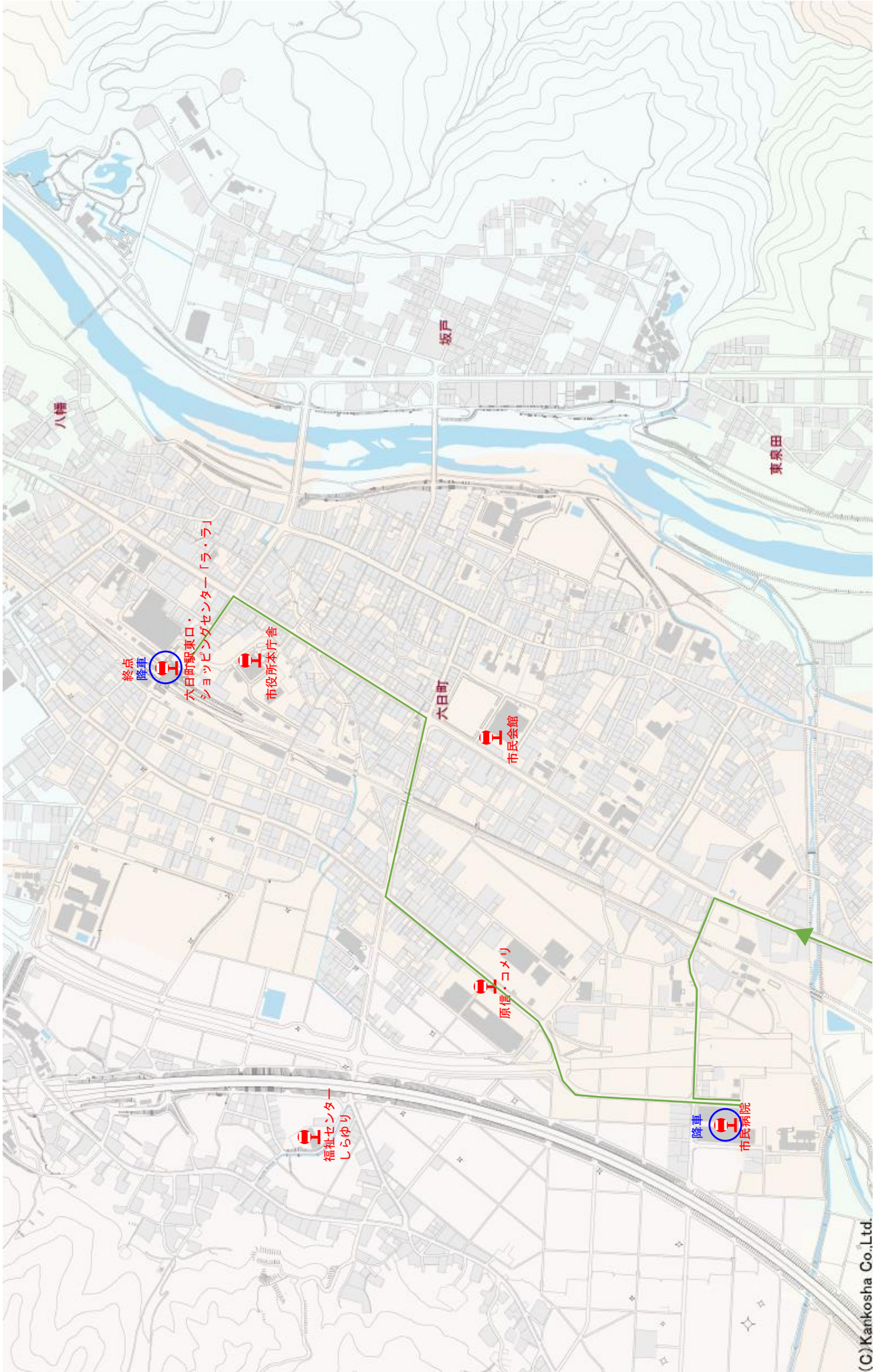
試走ルート 栢窪・岩之下



試走ルート 塩沢市街地



試走ルート 六日町市街地



南魚沼市地域公共交通網形成計画の一部改正について

1 経過

本市では、令和元年度に南魚沼市地域公共交通網形成計画を策定し、基本方針として、「だれもが安心して住み続けられる持続可能な交通体系の構築」を掲げて、市民バス、路線バスの見直し、デマンド交通の導入に向けた検討など、各種施策等を展開してきた。

2 一部改正の理由

(1) フィーダー系統補助金（国庫補助）

国から市民バスに対する補助金であるフィーダー系統補助金の交付要綱の改正に伴い、以下の項目を網形成計画に記載する必要性が生じた。

（交付要綱第17条第1項：抜粋）

第17条 陸上交通（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通確保維持事業（以下この条において単に「地域公共交通確保維持事業」という。）を行う場合は、地域公共交通計画（注：本市の場合は網形成計画）に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。

- 一 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割
- 二 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
- 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
- 四 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法

イメージ的には毎年6月頃に本協議会で策定している「生活交通確保維持改善計画」の一部の項目を網形成計画本体の方に移すことになる。

(2) 地域間幹線系統補助金（国県補助）

国・県から路線バスに対する補助金である地域間幹線系統補助金については、これまで申請手続きを県が行ってきたところだが、交付要綱の改正に伴い、(1)と同様な項目を網形成計画に記載する必要性が生じ、その計画は市町村で策定することとされた。本市においては網形成計画を一部改正することでそれに対応する。

3 今後の予定

- 5月 網形成計画一部改正業務委託の契約
- 5月～6月 地域公共交通に関する現況調査
- 7月～12月 網形成計画の一部改正案の作成

路線バス六日町－小出線、六日町－湯沢線の減便について

路線バスの利用者数の減少を受け、以下の系統で令和5年4月1日から減便となる。

- ・六日町＝浦佐＝小出線（基幹病院を經由しない系統） … 1往復減便
- ・六日町＝湯沢線（舞子経由） … 1.5往復減便
- ・六日町＝湯沢線（新国道経由） … 0.5往復減便

今後、利用者数が回復すれば今回減便される便の復活もありえる。

浦佐・五箇コース

令和5年3月20日 改正

	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便	10便	11便
魚沼基幹病院	7:52	8:29	8:59	9:44	10:14	11:29	12:29	13:29	14:29	14:59	15:51
ゆきぐに大和病院	7:53	8:30	9:00	9:45	10:15	11:30	12:30	13:30	14:30	15:00	15:52
新潟県信用組合	↓↓	↓↓	9:04	↓↓	10:19	↓↓	12:34	↓↓	↓↓	15:04	↓↓
大和庁舎	↓↓	↓↓	9:06	↓↓	10:21	↓↓	12:36	↓↓	↓↓	15:06	↓↓
浦佐交番前	7:57	8:34	9:08	9:49	10:23	11:34	12:38	13:34	14:34	15:08	15:57
浦佐屋	8:00	8:37	9:11	9:52	10:26	11:37	12:41	13:37	14:37	15:11	16:00
禎島屋	8:01	8:38	9:12	9:53	10:27	11:38	12:42	13:38	14:38	15:12	16:01
桐油屋	8:02	8:39	9:13	9:54	10:28	11:39	12:43	13:39	14:39	15:13	16:02
田町駅角	8:03	8:40	9:14	9:55	10:29	11:40	12:44	13:40	14:40	15:14	16:03
浦佐駅西口	8:04	8:41	9:15	9:56	10:30	11:41	12:45	13:41	14:41	15:15	16:04
北越銀行前	8:06	8:43	9:17	9:58	10:32	11:43	12:47	13:43	14:43	15:17	16:06
町屋	↓↓	↓↓	9:24	↓↓	10:39	↓↓	12:54	↓↓	↓↓	15:24	↓↓
岩山	↓↓	↓↓	9:25	↓↓	10:40	↓↓	12:55	↓↓	↓↓	15:25	↓↓
境川	↓↓	↓↓	9:27	↓↓	10:42	↓↓	12:57	↓↓	↓↓	15:27	↓↓
清鱗前	8:08	8:45	9:32	10:00	10:47	11:45	13:02	13:45	14:45	15:32	16:08
天王町交差点	8:09	8:46	9:33	10:01	10:48	11:46	13:03	13:46	14:46	15:33	16:09
JA浦佐支店	↓↓	8:48	9:35	10:03	10:50	11:48	13:05	13:48	14:48	15:35	16:11
鈴懸南	↓↓	8:49	9:36	10:04	10:51	11:49	13:06	13:49	14:49	15:36	16:12
魚沼基幹病院	8:11	8:51	9:38	10:06	10:53	11:51	13:08	13:51	14:51	15:38	16:14
ゆきぐに大和病院	8:12	8:52	9:39	10:07	10:54	11:52	13:09	13:52	14:52	15:39	16:15

三用コース

令和5年3月20日 改正

停留所名	1便	2便	3便	5便	6便
浦佐駅西口	8:02	9:00	12:20	13:20	15:20
浦佐福祉の家	—	9:02	12:22	13:22	15:22
新潟県信用組合	8:04	9:03	12:23	13:23	15:23
浦佐大橋東詰	8:06	9:05	12:25	13:25	15:25
鈴懸前	8:08	9:07	12:27	13:27	15:27
魚沼基幹病院	8:09	9:08	12:28	13:28	15:28
ゆきぐに大和病院	8:10	9:10	12:30	13:30	15:30
山崎新田火の見	8:16	9:16	12:36	13:36	15:36
山崎消防小屋	8:18	9:18	12:38	13:38	15:38
谷地集落センター	8:20	9:20	12:40	13:40	15:40
高田	8:21	9:21	12:41	13:41	15:41
門前集落センター下	8:22	9:22	12:42	13:42	15:42
うるおいの里みよう前	8:24	9:24	12:44	13:44	15:44
芋赤集落センター	8:26	9:26	12:46	13:46	15:46
湯谷	8:27	9:27	12:47	13:47	15:47
雷土生活改善センター	8:28	9:28	12:48	13:48	15:48
雷土新田活性化センター	8:29	9:29	12:49	13:49	15:49
魚沼基幹病院	8:40	9:40	13:00	14:00	16:00
ゆきぐに大和病院	8:40	9:40	13:00	14:00	16:00
鈴懸前	8:42	9:42	13:02	14:02	16:02
浦佐大橋東詰	8:43	9:43	13:03	14:03	16:03
新潟県信用組合	8:44	9:44	13:04	14:04	16:04
浦佐福祉の家	8:48	9:48	13:08	14:08	16:08
浦佐駅西口	8:50	9:50	13:10	14:10	16:10

事務局長	事務局次長	係長	係

議 事 録

件名	令和4年度第4回 南魚沼市地域公共交通協議会		
日時	令和5年3月22日(水) 10:00~11:00	場所	南魚沼市図書館 多目的室
委員:	林会長(南魚沼市長)、高橋(悟)委員(南魚沼市企画政策課)、佐藤委員(南魚沼地域振興局企画振興部)、吉田委員(南魚沼警察署)、千代委員(東日本旅客鉄道株新潟支社 越後湯沢駅長)、桑原委員(北越急行株)、川上委員(南越後観光バス株)、貝瀬委員(南魚沼市タクシー安全協議会)、中川委員(南魚沼地域振興局計画調整課)、高橋(賢一)委員(南魚沼市建設課)、島谷委員代理:佐久間首席運輸企画専門官(国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局)、上村(敬)委員(上田ふるさと協議会)、岡村委員(東地区地域づくり協議会)、高橋(賢治)委員(城内地区地域づくり協議会)、本多委員(南魚沼市社会福祉協議会)、高橋(義)委員(身体障がい者協会理事)、岡崎委員(南魚沼市女子力観光プロモーションチーム)、有馬委員(南越後観光バス株労働組合)		
欠席:	瀧澤委員(国土交通省長岡国道事務所)、玉巻委員(国土交通省北陸信越運輸局交通企画課)、佐野副会長(長岡技術科学大学大学院)、高野委員(南魚沼地域商工会連絡協議会)		
事務局:	建設部:南雲部長 建設部都市計画課:柴田課長、樋口都市計画係長、大津		
協 議 内 容			
1 開会			
事務局(樋口):	<p>これより令和4年度第4回南魚沼市地域公共交通協議会を開催します。</p> <p>・欠席について</p> <p>国土交通省長岡国道事務所 瀧澤委員 国土交通省北陸信越運輸局交通企画課 玉巻委員 長岡技術科学大学大学院 佐野副会長 南魚沼地域商工会連絡協議会 高野委員</p> <p>以上4名の方が欠席となっております。</p> <p>協議会規約に規定されている過半数以上の出席をいただいておりますので、本日の協議会の成立を報告いたします。</p> <p>開会にあたり、会長である林市長より挨拶いただき、協議会規則に基づき、引き続き林市長より議事進行をお願いします。</p>		
議長(林市長):	(あいさつ)		
2 議題			
議長(林市長):	<p>次第にもとづいて会議を進めていきます。</p> <p>議題1、市民バスの乗り継ぎ割引制度の運用について、事務局から説明をお願いします。</p>		
事務局(大津):	(議題1について、資料No.1に基づき説明)		
議長(林市長):	議案1について、質問、意見はありませんか。		

上村（敬）委員： 市民バスを乗り継いだ後に再度乗り継ぐ場合はどうなるのか教えてください。

事務局（大津）： 市民バスを3台乗り継ぐ場合、1台目で料金をお支払いいただいた後は無料で乗車できます。バスを降りた際に何か用事を足してしまうとそこで乗り継ぎが途絶えてしまうのでご注意ください。

上村（敬）委員： そのあたりが周知されていないと思います。周知されたほうがよいのではないのでしょうか。

事務局（樋口）： 委員の皆様からご意見をいただいたうえ、乗継券の運用の仕方も含めて利用者への周知は必要だと思っています。市報への掲載もしたいと思っています。それとは別にバスの乗り方教室というものやっており、コロナの影響で開催が滞っていたが、そのような場でもお話をさせていただきたいと思っています。

議長（林市長）： 動画の作成も考えてみてください。病院で見ている人も多いと思いますので病院のサインージュを使うのもいいと思います。自分も協力しますので。

事務局（樋口）： 本日ご欠席の佐野副会長からこの件についてご意見をいただいていますので紹介します。

事務局（大津）： 佐野副会長からです。市民バスから路線バスに乗り継ぐ場合の見直し案として、以下のようにしてはいかがでしょうか。最初に乗った市民バスで料金200円を払い、乗り継ぎ券を受け取ります。路線バスでは、乗り継ぎ券を割引券として利用し、通常の料金より200円安い料金で乗車可能とします。他の議案・報告事項に関して意見はありません。以上です。この方法が可能かどうか路線バスの運行事業者である南越後観光バス株式会社さんにご意見を伺いました。南越後観光バスさんとしては、対応可能だが、乗り継ぎ券と運賃を集計する作業が発生するため事務手数料をいただくことになる。ただし、市民バスの料金よりも路線バスの方が安い場合もあり、例えば路線バスの料金が160円の場合、利用者に差額の40円の払い戻しはできない、とのことでした。事務局としては、追加の予算措置が必要になることと、路線バスの料金が市民バスよりも安い場合に払い戻しができないことにより不公平感が発生するため、まずは資料にあるとおりの案で進めさせていただければと考えております。

議長（林市長）： 皆様から質問はありますか。ないようなので、佐野副会長のご意見は今後検討していくとして、まずは事務局の案で進めて行くということでいかがでしょうか。

委員： 異議なし。

議長（林市長）： ありがとうございます。議案1については承認されました。議長としてはこれで退任させていただきます。引き続き事務局からお願いします。

事務局（樋口）： 協議事項1、市民バス柘窪・岩之下コースのデマンド化について、事務局から説明いたします。

事務局（大津）： （協議事項1について、資料No.2に基づき説明）

事務局（樋口）： 協議事項1について、ご質問、ご意見はございませんか。

吉田委員： 現在運行している路線バスの停留所について令和3年度に道路交通法が改正されて、駐停車禁止から、こういった区域運行についてもこのような公共交通協議会の場で皆さんの合意があれば停車できるように法律が変わりました。現在使用されている停留所にこういった区域運行のバスを止めたいという要望があったり調整が入るときは警察に一報いただければ手続きを取らせていただきたいと思いますので

よろしくお願いいたします。

事務局（大津）： 情報提供いただきありがとうございます。現在路線バスで利用されている停留所で区域運行でも利用したいものがいくつかあります。塩沢地域の郵便局、六日町地域の市民病院や原信・コメリなどがそれに該当します。協議会での合意があれば手続き可能とのことですので、またその段階になりましたらご相談をさせていただきながら進めたいと思います。よろしくお願いいたします。

本多委員： 社会福祉協議会のある「しらゆり」もデマンド交通の停留所に入れていただきありがとうございます。当施設をご利用の方が受付のほうに「タクシーを1台お願いします」という要望をすることがあります。こういったデマンド交通が始まるということを広く周知していただければと思います。「どうして私たちは普通のタクシーで、あの人だけジャンボタクシーなんだ」と言われることを心配しています。それと、当施設の係のほうにも説明をお願いします。

事務局（大津）： そのように周知を図っていきたいと思います。デマンド交通の導入にあたり他の自治体の例を参考にしています。やはり導入当初は混乱があったようです。利用する方はどのように予約をすればどこにバスが来るとか、運行事業者としてもどのようなルートで運行したらよいか、慣れないうちはかなり混乱もあるのかなと思っております。皆様にもご迷惑をおかけするところもあると思いますが、公共交通の利便性がよくなるよう、丁寧に説明をしながら進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

事務局（樋口）： 栃窪・岩之下コースのデマンド化にあたり地元の民生委員さんに調査をしてもらっています。民生委員さんは地元の状況に詳しく、デマンド化をした際に使ってもらえそうな方の皆さんに声をかけてもらっています。我々としてもそういった方々にはよく説明しようと思っておりますが、高齢の方が多くその通りにならない部分もあるかもしれません。ご迷惑をかけることもあるかもしれませんが、なるべくそうならないように説明をしていきたいと考えています。よろしくお願いいたします。

事務局（樋口）： 他にご質問、ご意見はございませんか。ないようでしたら、協議を終わります。
続いて報告事項1、南魚沼市地域公共交通網形成計画の一部改正について、事務局から説明いたします。なお、質疑は、カッコ1から3まで終了後、一括でお受けいたします。

事務局（大津）： （報告事項1について、資料No.3に基づき説明）

事務局（樋口）： 引き続き報告事項2、路線バス六日町ー小出線、六日町ー湯沢線の減便について、事務局から説明いたします。

事務局（大津）： （報告事項2について、資料No.4に基づき説明）

事務局（樋口）： 引き続き報告事項3、市民バス浦佐・五箇コース、三用コースの時刻表の変更について、事務局から説明いたします。

事務局（樋口）： 報告事項1から3について、ご質問、ご意見はございませんか。

事務局（樋口）： ないようでしたら、報告事項を終わります。

3 閉会

閉会后、高橋（義）委員から、車イスの人でも市民バスに乗車できるような対応を議題として上げて取り上げてほしいとの意見あり。